

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪水：ハザードマップ) 小規模事業者が集積（全 22 地区で、1/6 以上の事業者数）している、東川地区では、伊勢湾台風時に家屋が流出した歴史もあるが、最大 5m を超える浸水被害が予想されている。	
(土砂災害：ハザードマップ) 川上村のハザードマップによると、当会が立地する役場・金融機関・駐在所などが集積している迫地区において、平成 23 年に大規模な深層崩壊・土石流発生があり、土砂災害特別警戒区域となっていて、地滑り等、土砂災害が生じる 恐れがあるエリアとなっている。	
その他の地区でも、小規模事業者の事業所がある場所は、急傾斜地で特別警戒区域となっている。	
(地震：ハザードマップ) 確率論的地震動予測マップによると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 26% 以上の確率で発生すると言われている。	
(2) 商工業者の状況	
・商工業者等数 153 人	
・小規模事業者数 121 人	
川上村は、95% の面積が山林であり、業種を問わず急傾斜地に囲まれた場所に事業所があるため、土砂災害への対応が重要である。	
(3) これまでの取組	
1) 川上村の取組	
・防災計画の策定、防災訓練の実施、防災備品の備蓄	
2) 当会の取組	
・防災備品（タオル等）を備蓄	
・村外にいても、災害時の川上村の状況が把握できるよう、職員のスマートフォンに、「川上村防災・行政ナビ」をダウンロード	
・損保会社・奈良県火災共済協同組合を利用した損害保険・共済への加入促進	
・事業継続力強化計画（BCP の基本的な重要項目によって構成されており、BCP の簡易版で小規模事業者にも策定しやすいため）に関する国の施策の周知（予定）	
・事業継続力強化計画策定セミナーの開催（予定）	
・川上村が実施する防災訓練への参加及び協力（予定）	
II 課題	
現状では、緊急時の取組について、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。	
III 目標	
・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。	
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と川上村との間における被害情報報告ルートを構築する。	
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。	

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と川上村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・災害時における、様々な経営リスクから事業所を守り継続事業を支援する。
- ・本計画書をもとに、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会ホームページ、川上村広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構や連携協定を結ぶ損保会社などに専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認
- ・(仮称) 川上村事業継続力強化計画支援協議会（構成員：当会、川上村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、川上村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに、職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と川上村で共有する。）

## 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と川上村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- (豪雨における例) 職員自身の目視で、危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある

- ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
- ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある

- ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
- ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

- ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と川上村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間 1日に3回共有する

1週間～2週間 1日に2回共有する

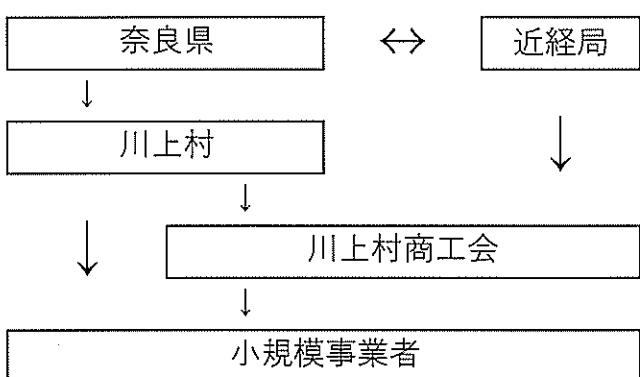
2週間～1ヶ月 1日に1回共有する

1ヶ月以降 2日に1回共有する

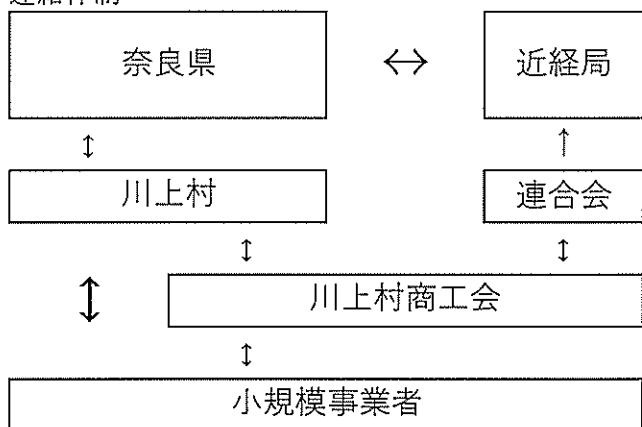
## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と川上村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と川上村が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は川上村より奈良県へ報告する。

指示・命令系統



#### 連絡体制



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、川上村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を奈良県等に相談する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

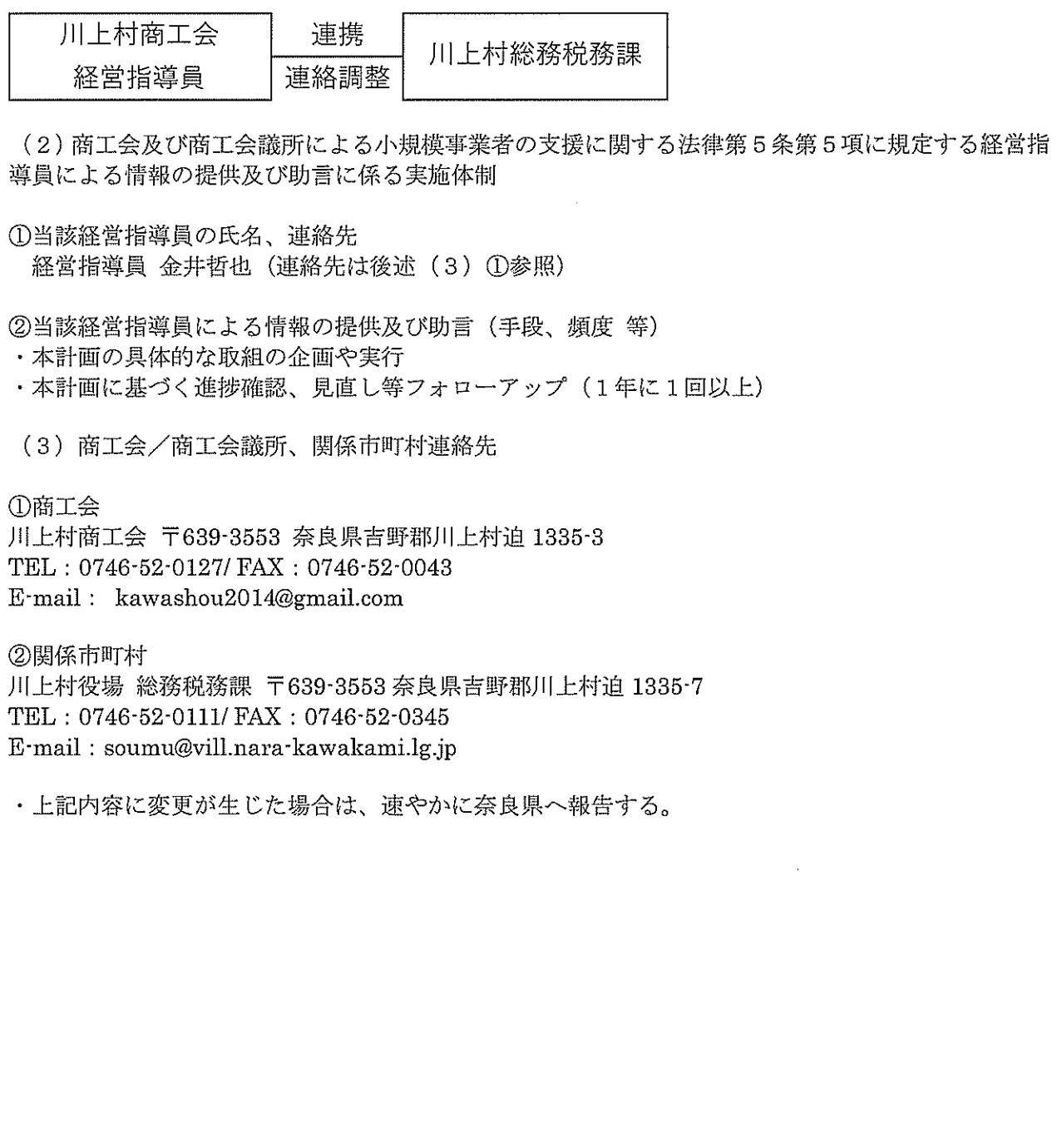
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 金井哲也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

川上村商工会 〒639-3553 奈良県吉野郡川上村迫 1335-3

TEL : 0746-52-0127/ FAX : 0746-52-0043

E-mail : kawashou2014@gmail.com

②関係市町村

川上村役場 総務税務課 〒639-3553 奈良県吉野郡川上村迫 1335-7

TEL : 0746-52-0111/ FAX : 0746-52-0345

E-mail : soumu@vill.nara-kawakami.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 調達方法

会費収入、村補助金、奈良県補助金、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。